

静岡県が実施する「令和6年度建設工事等事故防止重点対策」

交通基盤部及び経済産業部が発注した建設工事等で令和5年度に、5件の労働災害(内死亡事故0件)、31件の公衆災害(傷害1件、物損30件)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目指し、本県が発注する建設工事等の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・高所作業の墜落・転落防止対策

高所作業においては、状況に応じて高所作業車・可搬式作業台等、安定性の高い作業環境の確保に努め、脚立や梯子を使用する際は、留め金のロックや端部の固定により、作業時の安定性を確保すること。

高所足場や作業構台では、囲い・手摺・防網等の対策を講じ、開口部等においては、安全帯の適切な使用を図り、転落防止対策を講じること。

* 足場等の作業床は点検者を指名して、点検者の氏名を記録・保存する。(R5 改正安衛則:第567条)

・機械・器具との接触・挟まれ事故防止対策

重機等を使用する場合は作業計画書を作成し、重機の作業範囲をロープ等により分離措置を講ずるか、監視員により作業員との接触防止措置を講ずること。

重機の後進移動や重機操作者の了解を得ない旋回内立入には特に留意すること。

機械の故障復旧やアタッチメント取替時には、機械の駆動力を確実に停止させ、安全な状況での故障復旧や・部品等取換作業を行うこと。

・伐採・草刈り作業等の事故防止対策

チェーンソーや草刈り機の使用時に発生する、「跳ね」「絡まり」や「自身の転倒」等に起因する自傷事故を防止するため、適切な工具の使用・防護具の着用を図り、作業員の役割・手順の明確化と相互の作業合図方法を確認すること。

2 公衆災害の防止

・上空架線等への接触防止対策

架空線付近の重機作業や伐採・枝打ち作業においては、保護カバーや注意喚起表示を設置し、作業前には複数の作業員で支障物の位置と高さを現地確認すること。

・地下埋設物損傷防止対策

静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル等に基づく事前情報の点検・確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に周知徹底すること。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。